

回数制限について

(令和3年1月1日以降に治療が終了された方)

☆回数制限については、1子ごとに回数制限が設けられています。

○リセットとなる場合

→不妊治療を受けて出生に至った事実が確認できた場合、助成回数のカウントをリセットできます。（自然妊娠による出産も含みます）

※養子等で治療を受けた女性が出産した子でない場合はリセットできません。

→親子関係等については、

- ・助成制度を利用して出生した子の氏名および出生日を申請書に記載：第1号様式（第7条関係）
- ・住民票謄本と戸籍謄本の提出
住民票と戸籍謄本については、ホームページ上申請書類4、5で提出した書類に出生した子を含んでいる場合、重ねての書類提出は不要とする。
- ・妊娠12週以降に死産に至った場合にも、死産届けの写し等の提出による確認により、助成回数のカウントをリセットすることができます。

※リセットは必ず実施するものではありません。

例えば、

初回治療開始時に39歳で通算6回の助成が可能であり、2回目の治療で妊娠・出産に至った場合、残り4回申請可能であるが、リセットをした場合、治療開始日時点の妻の年齢が40歳以上である場合、通算3回の助成となってしまう場合も考えられ、助成回数の差が生じます。

これまでの助成回数を確認したうえでリセットした方が、助成回数が増加する場合のみ実施します。